

ホームレス状態の防止政策¹

セーフティネットを生かすための窓口の一元化

中央大学 横山彰研究会 格差社会分科会

飯塚亜利紗 石井伶奈 古田梨奈

2011年12月

¹本稿は、2011年12月17日、18日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2011」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、横山彰教授（中央大学）をはじめ、横山彰研究会の先輩、卒業生の方々から、論文へのコメントや、論文作成方法など、たくさんのアドバイスを頂いた。特に本ゼミのOBの尾股和華さんには、「ホームレス問題」についてお話を伺わせていただき、非常にお世話になった。TOKYO チャレンジネットの所長新津伸次さん、副所長小田智雄さんには、お忙しい中、チャレンジネットについての丁寧なご説明をして頂いた。多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。NPO スープの会、NPO 育て上げネット、NPOPEACELINKの平澤さん、NPO エス・エス・エスのご担当者様にも、ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

ホームレス状態の防止政策²

セーフティネットを生かすための窓口の一元化

2011年12月

²本稿は、2011年12月17日、18日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2011」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、横山彰教授をはじめ、横山彰研究会の先輩、卒業生の方々から、論文へのコメントや、論文作成方法など、たくさんのアドバイスを頂いた。特に中央大学大学院在籍の尾股和華さんには、「ホームレス問題」についてお話を聞かせて頂き、論文の作成過程でのアドバイスも頂き、非常にお世話になった。そして、TOKYO チャレンジネットの所長新津伸次さん、副所長小田智雄さんには、お忙しい中、チャレンジネットについての丁寧なご説明をして頂いた。多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。

しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

本論文は、人々が失業や住居喪失によってホームレス状態に至る以前の段階で対策を打つことが出来る社会を目指して、現行のセーフティネットが抱える単一的な問題に焦点を当ててではなく、現行のセーフティネットを総合的な視点から捉えて考えていく。問題点として、セーフティネットとよばれる制度や事業は多種多様であり、対象者が自らに適切な制度や事業について把握することが難しく、セーフティネットが生かされていなくて、窓口を一元化し現行のセーフティネットの機能を十分に生かすことのできる環境を整えることについて、政策を提言する。

主な政策対象は東京都内の、短期ホームレス状態の者とホームレス状態になる潜在的可能性を持つ者で、かつ就労意欲のある者に限定する。私たちは短期ホームレス状態の者が、長期化することを防止し、かつホームレス状態に至っていない者に関しては、家を失うことを防ぐことを目標として掲げ、政策提言を進める。一旦住居を失うと、再びアパートに入居するためには、連帯保証人の確保、敷金礼金などの資金の貯蓄が必要になったり、住所を失うことで求職・転職活動の困難化につながるという理由から、ホームレス問題に取り組む上で、住居を失う前の「ホームレス状態に陥る潜在的可能性を持つ者」を政策の対象に含めることが重要だと考えた。厚生労働省の賃金構造基本統計調査（2010）によって、一般労働者の所定内給与額、年収 192 万円未満の者が全体の約 1 割を占めており、一般労働者のうち 10 人に 1 人がワーキングプアということが明らかにされており、これらの人々が住居の喪失に至る前に各々の問題を解決することは、日本社会にとって重要であると考えた。

これを踏まえ、まず第 2 章のホームレス問題についての先行研究では、生活保護制度やホームレスへの偏見、住居の貧困など、一つひとつに焦点を当てているものが多いことを確認した上で、それら一つひとつがホームレス状態を防ぐために必要だと考え、それらを総合的に捉えるという本論文の位置づけをする。

そして、第 3 章の現状把握では、まず彼らがホームレスに至るまでのルート进行分析し、そのルートに対して存在する現行のセーフティネットを挙げ、その役割について述べる。本論文での「セーフティネット」とは、公的な 3 層のセーフティネット（雇用・社会保険・公的扶助）に限定することなく、ホームレス状態への陥ることを防止するために存在する制度・事業を示す。

第 4 章の問題意識では、現状把握で取り上げた現行のセーフティネットが上手く生かされていないことを問題として捉え、具体的に問題点を挙げていく。まず、問題点として、セーフティネットとよばれる制度や事業は多種多様であり、自力で自らに適切な制度や事業についての知識を得て判断するのは極めて難しいことを挙げ、その解決には、一元化された窓口を利用者が訪れる環境を整え、セーフティネットに詳しい専門家が対応することが必要だと述べる。さらに、問題点として、セーフティネットがあるという情報を知らないことで利用することが出来ない人がいるということと、支援を受けて就労やアパートへの入居を果たしてもまた再びホームレス状態に戻ってしまうということを挙げた。

第 5 章の先行事例における課題では、先行事例として都営の TOKYO チャレンジネットを取り上げ、現状把握、分析、そして課題について述べていく。TOKYO チャレンジネット

(以下チャレンジネット)は、福祉事務所とハローワークとの連携をとっており、さらに都営であるということも含めて、私たちは窓口の一元化を目指す上での窓口として、チャレンジネットを取り上げることとした。また、本論文の対象者とチャレンジネットの対象者はほぼ一致している点や、チャレンジネットが広報と利用者との関係性の維持を問題意識としており、本論文の問題意識と類似している点から、先行事例として取り上げる。チャレンジネットとは、やまて福祉会が都から委託を受けて行っている事業である。活動内容としては、相談を受けるなかで、各々が自らに適した制度や事業にたどりつけるように、ハローワークや福祉事務所の紹介や、アパート入居のための一時宿泊施設の提供や保証人の確保、求職活動の支援を行っている。このチャレンジネットの課題として、ホームレス支援団体や企業との連携をとっておらず、窓口の一元化ができていないこと、広報が十分でないこと、関係性の構築と維持が十分でないことを挙げ、この課題に対して政策提言をすることで、TOKYO チャレンジネットが一元化された窓口として機能し、現行のセーフティネットを総合的に生かすことができると考えた。

第 6 章の政策提言では、チャレンジネットの課題を踏まえ、政策提言を行う。個人にとって適当な制度の把握が困難であるという問題意識に対しては、実際にチャレンジネットが行っている窓口の一元化が効果的であると考えたが、チャレンジネットはホームレス支援団体やその他企業などと連携していないため、それらの団体と協働を図ることで、より幅広い支援が可能となると考えた。そこで協働への第一歩として、イベントの開催を提言することとした。広報に関しては、チャレンジネットを必要としている人に対してだけでなく、世間一般にも広く認知されることが必要であると考えたため、前述のイベントの開催によって、メディアを通して、また実際に会場に足を運ぶ人々当事者とその口コミによって、チャレンジネットの知名度を上げることに加えて、インターネット、芸術による広報、NPO の協力による広報、キャッチフレーズによる広報など 5 つの政策を提言する。そして再ホームレス状態化の問題に対しては、チャレンジネットの利用者のみが閲覧・書き込みができる SNS を作り、そこで相談や雑談の容易化を図ることと同時に、チャレンジネットの同フロアに気軽に立ち寄れるスペースを作ることを提言する。

第 7 章終章では、私たちの政策によって実現する理想の社会について言及する。今までハローワークや福祉事務所とのみと連携していたチャレンジネットが、他機関と連携を図ることによって、窓口の一元化が強化され、利用者にとってより適切な制度や事業を窓口で振り分けることが可能となる。また広報の実施によって、一元化された窓口であるチャレンジネットの知名度が上がり、チャレンジネットが生活困窮者の駆け込み寺として認識されるようになる。このようにホームレス状態にある者に限らず、ホームレス状態なる前でも相談できる窓口として認知されることで、住宅や職を失う前に対策を打つことが可能になる。さらに、SNS と自由スペースの設置によって、チャレンジネットと利用者の関係が継続し、利用者同士の横のつながりが作られるため、利用者が自らの状況を相談しあえる環境づくりの第一歩となり、孤立ゆえに引き起こされる再ホームレス状態化を予防する。

そして第 7 章で、シンポジウムの財源の問題と、チャレンジネットの全国化の問題の 2 点を今後の課題として挙げ、全体を振り返り総括する。

目次

第1章 序章 pp. 7-8

- 1-1 本論文制作の意義
- 1-2 本論文制作の目的とホームレス状態の定義

第2章 ホームレス問題についての先行研究 pp. 9-10

- 2-1 生活保護制度に焦点を当てた先行研究
- 2-2 社会的排除に焦点を当てた先行研究
- 2-3 住宅に焦点を当てた先行研究
- 2-4 先行研究を通して本論文の位置付け

第3章 現状把握 pp. 11-17

- 3-1 長期ホームレス状態へのルートと政策対象
- 3-2 福祉事務所と生活保護
- 3-3 ハローワーク
- 3-4 ホームレス支援団体
- 3-5 企業
- 3-6 まとめ

第4章 問題意識 pp. 18-21

- 4-1 個々人に適当な制度の模索の困難さ
- 4-2 情報格差
- 4-3 ホームレス状態化
- 4-4 まとめ

第5章 先行事例における課題 pp. 22-26

- 5-1 TOKYO チャレンジネットの実態と活動内容
- 5-2 TOKYO チャレンジネットの活動実績
- 5-3 本論文の問題意識との関係性
- 5-4 TOKYO チャレンジネットの課題
- 5-5 まとめ

第6章 政策提言 pp. 27-31

- 6-1 TOKYO チャレンジネットに向けて政策提言をする意義
- 6-2 ホームレス支援団体や企業などとの協働
- 6-3 広報
- 6-4 関係性の構築と維持
- 6-5 まとめ

第7章 終章 pp. 32-33

- 7-1 私たちの政策によって実現する理想の社会
- 7-2 今後の課題
- 7-3 おわりに

先行論文・参考文献・データ出典

第1章 序章

1—1 本論文制作の意義

多くの人々はホームレス (homeless) と聞いて、どのような姿を想像するのだろうか。路上のダンボールハウスで生活している姿を想像した人は多いと思われる。路上で生活しているホームレス数は 1.3 万人³、生活保護受給者は 200 万人以上、2011 年度的生活保護支給額は 3 兆 4000 億円の予算が組まれている現在、日本における貧困の存在が認識され、ホームレス問題に関心が高まってきたように見える。

しかし日本のホームレス問題、いわば日本における貧困は、報道されている実態よりもはるかに大きい規模で存在することをここで述べておく。日本におけるホームレスの定義はホームレスの自立の支援に関する特別措置法 (以下、自立支援法) の第二条で規定される「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」であり、この定義のホームレスは、路上生活者以外の住居喪失者を含まないのである。その一方で、厚生労働省による日雇い派遣労働者の実態に関する調査及び住居喪失不安定者の実態に関する調査より、住居がない場合に寝泊まりの場所として「路上」を利用する者の割合は、調査対象者のうち東京 41.1%、大阪 41.5%であることが明らかにされている。⁴この残りの 6 割の者は、路上で常時生活することはないにしても、自らの家を持っていないため、路上で生活しているホームレスとの境界は非常に曖昧であると言える。厚生労働省(2007)¹によると、ネットカフェ難民と呼ばれる住居喪失者は、2007 年の時点で推計 5400 人と言われている。さらに、寝泊まりの場としてネットカフェ以外のファーストフード店やファミリーレストランなどを利用する者は調査対象者のうち東京では 96.0%、大阪では 85.4%と報告されている。この他にも、友人の家や一時宿泊施設を拠点にしながらアルバイトをしたり、日によっては路上で暮らしたりする者の存在も忘れてはならない。

このように、ホームレスを路上生活者に限定して定義するのは日本独自であり、ゆえにホームレスを再び定義してより正確に日本のホームレス問題の実態を把握すべきであるという動きが広がっている。2011 年 3 月に、ホームレス支援団体が国から委託を受けて行った「広義のホームレスの可視化と支援策に関する調査」では、「ホームレスの人々のホームレス状況は、路上生活者≡狭義のホームレスの人々のみならず、(一部省略) 広い意味での多様なホームレスの人々=広義のホームレスの人々が社会に認知されるようになった」との見解を示し、言及している。

加えてこのようなホームレスつまり住所喪失者のうち、同調査⁴ の対象のネットカフェ難民は、東京では 65.5%が「非正規雇用労働者」として働いているという事実がある。彼

³平成 22 年度厚生労働省調査より

⁴厚生労働省による日雇い派遣労働者の実態に関する調査及び住居喪失不安定者の実態に関する調査 2007 年実施より

らはより安定した仕事に転職すべく 63.1%が転職活動をしているが、活動にあたり日払いでないと生活が続かない、履歴書に書く住所がないなどの問題を抱えており、住居確保についても住居入居初期費用の貯蓄の有無や、入居保証人の確保困難等の課題を抱えている。この調査の結果から分かるように、住居を失い広義のホームレスの状態に陥った人々は、決して働くのが嫌いな怠け者というわけではない。路上で寝泊まりする恐怖と孤独に耐えながら、日々を生きることに精一杯なのである。

このように、ホームレス問題は、目に見えにくく実態を把握することは難しいが、日本社会の構造を問い直す必要性があり、且つ緊急性を持つ問題である。

1—2 本論文制作の目的とホームレス状態の定義

本論文では、「ホームレス状態防止」を目指した政策提言をする。また本論文では、ホームレス自立支援法のホームレスの定義は用いず、前述の「広義のホームレス」を、ホームレス状態(homelessness)として定義する。「ホームレス状態(homelessness)とは、一時宿泊施設や、知人・友人の家、ファーストフード店などの屋内施設、又は路上を生活の拠点としている状態」と定義し、使用していく。またホームレス状態が1年を過ぎると就労への意欲は減少することから⁵、1年以下を短期、1年以上を長期ホームレス状態とする。

主な政策対象は東京都内で生活している、短期ホームレス状態の者とホームレス状態に陥る潜在的な可能性を持つ者とする。またその中でも、就労によって経済的に自立する意思がある者に限定し、ゆえに長期ホームレス状態の者は主たる対象としないこととする。私たちは短期ホームレス状態の者が、長期化することを防止し、且つホームレス状態に至っていない者に関しては、家を失うことの防止を目標として掲げ、政策提言を進めていく。本論文の政策対象者を短期ホームレス状態、またはその状態になり得る者としたが、具体的にはホームレス状態に陥る潜在的な可能性を持つフリーターやワーキングプア、短期的ホームレス状態にあるネットカフェ難民などを挙げることができる。まず彼らがホームレス状態に至るまでのルート进行分析し、そのルートにから抜け出すために活用するセーフティネットの分析をする。本論文での「セーフティネット」とは、公的な3層のセーフティネット（雇用・社会保険・公的扶助）に限定することなく、ホームレス状態に至った者を対象とした制度・事業を示すこととする。セーフティネットが多数の制度や事業として存在し、様々な主体が行っていることについては、現状把握で述べることにする。

そして問題意識として、対象者がセーフティネットを上手く生かしてきれていないことについての課題を、具体的に挙げていく。

私たちは、現行のセーフティネットの機能を十分に生かすことのできる環境を整えることで、失業や住居喪失によってホームレス状態に陥る人々を生み出す蛇口を閉めることができると考えた。そのためには、窓口の一元化が必須である。なぜなら、セーフティネットよばれる制度や事業は多種多様であり、自力で自らに適切な制度や事業についての知識を得て判断するのは極めて難しい。ゆえに、一元化された窓口を利用者が訪れる環境を整え、セーフティネットに詳しい専門家が対応することで、利用者各々の状況に応じて適切な制度や事業に振り分けることが可能となる。私たちは以上の考察を踏まえ、研究を進めた。

⁵大阪市「野宿生活期間の長期化と就労意欲の相対的な低下傾向」より

第2章 ホームレス問題についての 先行研究

本章では、ホームレス問題についての先行研究を取り上げ、生活保護制度やホームレスへの偏見、住居の貧困など、一つひとつに焦点を当てているものが多いことを確認した上で、それら全てがホームレス状態を防止するために必要だと考えた。ゆえに本論文ではそれらを総合的に捉えることを重視し、本論文の位置づけを行う。

2-1 生活保護制度に焦点を当てた先行研究

ホームレス問題についての先行研究の中でも、生活保護制度を問題として取り上げるものが最も多くみられる。杉村(2007)は『格差・貧困と生活保護「最後のセーフティネット」の再生に向けて』で、生活保護制度を、格差・貧困問題の中で重要な問題として捉えている。論文では、生活保護制度の概要を説明した後、水際作戦や、生活保護受給の廃止＝生活保護受給者の自立になっていることなどの生活保護制度の問題点を挙げている。日本で被保護者の地位が社会的に認められていないことを指摘し、貧困者蔑視と自己責任論を問題視している。

このように、貧困を、生活保護制度の問題点という観点から捉えた先行研究は数多い。

2-2 社会的排除に焦点を当てた先行研究

岩田(2007)は『現代の貧困』で、社会的排除という観点からホームレスの貧困を考え、日本の福祉は社会的排除をしていることに気付くべきだと論じた。また、ヨーロッパと比較し、ヨーロッパでは社会的排除と闘い、下層の形成に歯止めをかけることで社会を安定させることをねらいとしているのだと述べている。貧困を再発見することは私たちの社会がどうあるべきかを考えることにつながるといふ考えのもと、反貧困政策として「『不利な人々』への積極的優遇策」の強化を図ることを挙げている。

このように、社会構造や偏見などから生まれる社会的排除を問題視している先行研究もみられる。

2-3 住宅に焦点を当てた先行研究

中島(2008)は『ホームレスの人々への支援策としてのハウジング・ファーストに関する予備的研究』では、路上生活者の支援として、居住保障の優先順位を高め、居住を安定させながら就労、福祉、医療、その他の支援を行うことを提唱している。

このように、住居がないことを最大の問題としている先行研究は他にもみられる。

2-4 先行研究と比較した本論文の位置付け

先行研究では、生活保護制度などの公的セーフティネットを問題視したもの、社会的排除などの社会構造、偏見を問題視したもの、住居がないことを問題視したものなど、何か一つの問題点に着眼したものが多いため。このように、先行研究を通してわかるように、ホームレス問題にはさまざまな問題点があり、それらすべてが重要なのである。

そこで、私たちは、ホームレス状態を防止するためには、現行の、ある問題点に重点的に取り組んでいるセーフティネットと、他の問題点に重点的に取り組んでいるセーフティネットをつなぐことが有効であると考えた。つまり、本論文では、一つひとつの問題点に注目するのではなく、生活保護制度や、住居の確保などを今ある多種多様なセーフティネットへのアクセスを、一元化された窓口で可能にすることによって、ホームレス状態を防ぐ政策提言を進めていく。

第3章 現状把握

本章では、はじめにホームレス状態へ至るルートを図式化して把握し、私たちの政策の対象を明確化する。その後、私たちの政策対象となる①「短期ホームレス状態の者」と、②「ホームレス状態に陥る潜在的な可能性を持つ者」に対して存在する現行のセーフティネットの各々の把握を行い、それらの機能性を述べる。2-2 で福祉事務所による生活保護、2-3 でハローワークによる就労と住宅に関する支援、2-4 でホームレス支援団体による炊き出しや生活相談、アパートの連帯保証、一時宿泊所の提供、生活支援物資・食料の提供、居場所（寄り場）の提供、2-5 で企業による雇用の出口の提供を取り上げる。

そしてまとめとして、これらの制度・事業がどのようにつながってホームレス状態から脱する道筋を作っていくのかについて説明し、問題意識につなげる。

3—1 ホームレス状態へのルートと、私たちの政策の対象

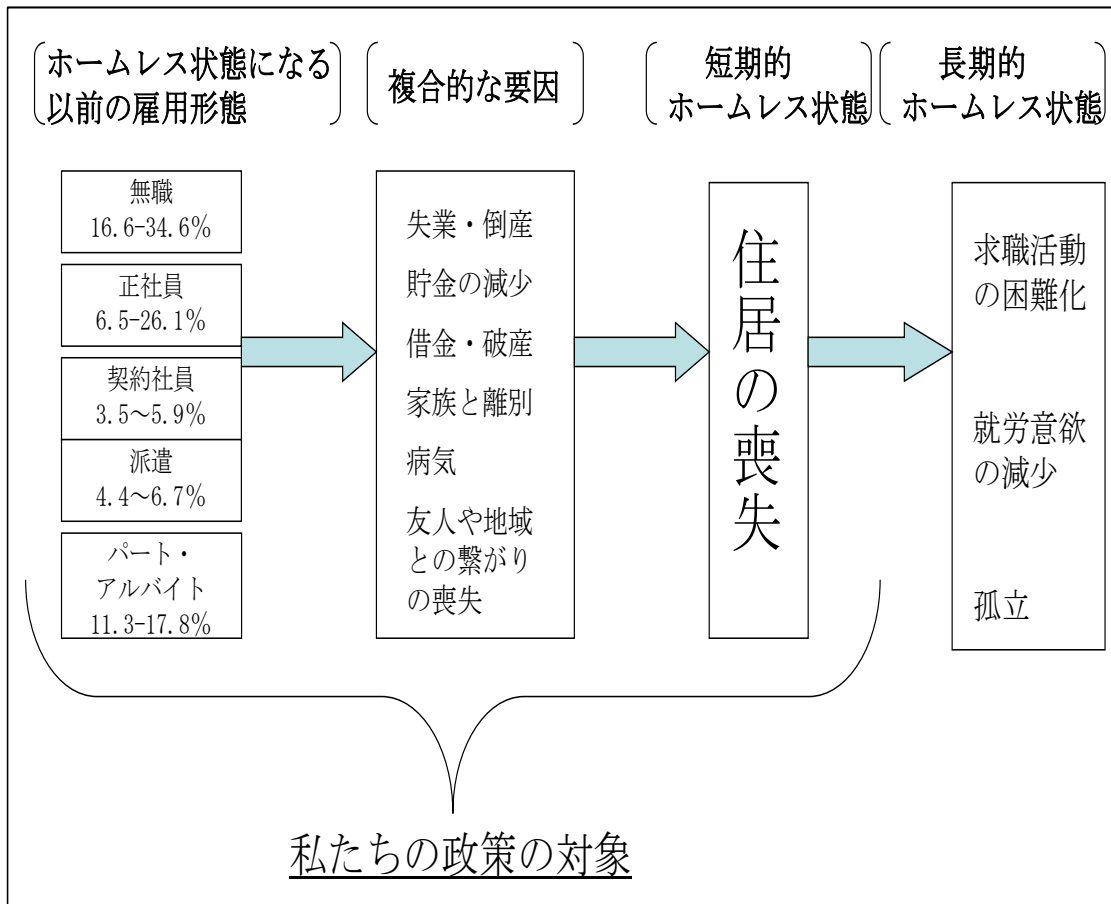


図3-1 ホームレス状態へのルート
 出典：「広義のホームレスの可視化と支援策に関する調査報告書」（2011/3）より、筆者作成。

私たちは、「広義のホームレスの可視化と支援策に関する調査報告書」⁶から、人々は家を失う前の時点から、さまざまな要因（失業、倒産、貯金の減少、借金、破産、家族と離別、病気、友人や地域との繋がりの喪失など）とともにホームレス状態に陥る危険性を持っている。それら要因の複合化によって住居を失い、ホームレス状態に至ると考え、それをルートとして表した（図1）。

ホームレス状態に至るルートは各々異なるがゆえに、ホームレス状態へのルートとして一つの型に定まったものはない。

⁶ 前述と同様、2011年3月に、ホームレス支援団体が国から委託を受けて行った調査である。本調査は、全国のホームレス支援団体100団体と、全国の福祉事務所の67.4%から回答を得た調査だ。

例えば家を失ってからも職を持っている者、住居があり職に就いているが低賃金長時間労働を余儀なくされ、社会的な繋がりを失い孤立している者も存在しており、置かれている状況はそれぞれで異なる。

図1のホームレスに至るルートのうち、①「短期的ホームレス状態の者」と、②「ホームレス状態に陥る潜在的な可能性を持つ者」を本論文の政策対象とし、①②に含まれる者を以下で具体化する。

- ① 「短期的ホームレス状態の者」は、図1のように、複合的な要因によって住居を失い路上で生活を始めた人々、ネットカフェやコンビニ、ファーストフード店などの屋内施設で寝泊まりせざるを得なくなった人々や、友人の家や一時宿泊施設を拠点にアルバイトをし、日によっては路上で暮らす人々を指す。
- ② 「ホームレス状態に陥る潜在的な可能性を持つ者」は、住居は失っていないものの、賃金等の雇用条件や労働環境、身体や精神の不調、債務関係のトラブル等の問題を抱えている人々を指す。

一旦住居を失うと再びアパートに入居するためには連帯保証人の確保、敷金礼金などの資金の貯蓄が必要になること、住所を失うことで求職・転職活動の困難化につながることから、住居を失う前の「ホームレス状態に陥る潜在的な可能性を持つ者」を本論文の政策対象に含めることが重要であると、私たちは考えた。厚生労働省の賃金構造基本統計調査(2010)では、一般労働者の所定内給与額、年収192万円未満の者が全体の約1割を占めており、一般労働者のうち10人に1人がワーキングプアということが明らかにされている。このことから、住居は失っていないものの、賃金などの雇用条件や労働環境、身体や精神の不調、債務関係のトラブルなどの問題を抱えている者は多いと推測できる。それらの問題が複合的に重なって住居の喪失に至る前に、各々が抱える問題を解決することが、ホームレス状態を防ぐことにつながると言える。

3-2 生活保護制度

ホームレス状態に陥ることを防ぐためのセーフティネットとして、様々な制度が存在する。本節ではその中の生活保護制度を取り上げる。生活保護制度とは「国が生活に困窮するすべての国民に最低限度の生活保障を行うとともに、その自立を助長することを目的⁷」としており、収入が国の決定する最低生活費に満たなければ不足分が受給できるという制度である。

表3-1
生活扶助基準の例 (平成17年度)

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	167,170円	130,680円
高齢者単身世帯(65歳)	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,900円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳)	117,900円	142,300円

出典：厚生労働省 HP「生活保護制度の現状等について」より引用
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/04/s0420-7c.html#1-3>

⁷生活保護法より

表 3-1 は生活扶助の目安である。これを目安として生活扶助（食費・被服費・光熱費・家具什器等の経費）が給付され、加えて必要な世帯には、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、失業扶助、葬祭扶助等が給付される。

生活保護制度は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する⁸⁾」という憲法 25 条生存権保障に基づいており、現在の日本の公的な三層のセーフティネット（雇用のネット、社会保険のネット、公的扶助のネット）のうちの公的扶助のネットに含まれ、最後のセーフティネットと呼ばれている。厚生労働省は 2011 年 5 月の時点で、生活保護受給世帯数は 203 万 1587 人⁹⁾、補足率は 2007 年時点で 32.1%¹⁰⁾と発表しており、これは生活保護受給の条件を満たす対象者のうち実際に生活保護を受給している者の割合を示している。生活保護は、福祉事務所にて要保護者による保護要請後、福祉事務所による資産調査を経て福祉事務所長が給付を決定し開始される。

生活保護制度には捕捉率や財源などの様々な問題はあるものの、ホームレス状態に至るルートの過程の人々に、必要な場合に公的扶助を給付し、また収入の不足分を給付する役割を担っている。生活保護を受給する要件を満たしている者にも関わらず、申請しようと窓口に行っても追い返されるということが問題としてあるが、ホームレス支援団体等の付添人がいれば彼らの申請が受理される可能性は高くなる。月に 10 万円以上の扶助の給付や、収入の不足分の給付は、彼らのホームレス状態化を防ぐ制度の一つとして機能している。

3-3 ハローワーク

ハローワーク（公共職業安定所）では主に転職や求職する者への就労支援と、住まいや生活の支援を行っている。

就労支援に関して、具体的には職業紹介、キャリアカウンセリング、セミナー、職業訓練などを実施している。職業訓練については、雇用保険受給者を対象に公共職業訓練を行い、雇用保険を受給できない者には求職者支援訓練¹¹⁾を提供しており、求職の情報に合わせて機械、建築、電気、事務、被服、福祉など幅広いコースを揃えている。平成 22 年度の東京都における基金訓練制度による就職率が 68.5%である一方、教室の定員は 63.6%が埋まる状況に留まっている。また厚生労働省が民間に委託して運営している事業では、地域若者サポートステーション、若者自立塾、ジョブカフェなどがあり、地域と協力して、相談や職業意識啓発、職場体験、訪問支援等の活動を行っている。

住まいや生活の支援である住宅手当や臨時特例つなぎ資金、総合支援資金などの制度は、利用条件に合致し、審査を通過できれば利用することができる。

⁸⁾憲法 25 条より

⁹⁾産経ニュース『産経ニュース 「生活保護受給者、過去最多に迫る 204 万人超 戦後混乱期超す勢い」より

¹⁰⁾生活保護受給対象者の数を正確に捉えるのは難しいため、これが正しい捕捉率とはいえない。研究者の間では、8～25%程度といわれている。

¹¹⁾2011 年 9 月までは基金訓練であった。

3—4 ホームレス支援団体

ホームレス支援団体とはホームレス支援を目的に活動する団体であり、「広義のホームレスの可視化と支援策に関する調査」（2011年3月）に回答した数だけでも100団体にのぼる。特定非営利活動法人をはじめ、行政機関、弁護士等、地域によって様々な主体が運営している。ホームレス自立支援法に基づき、国や自治体と、民間が連帯しているケースもある。東京都のホームレス支援団体は、特定非営利活動法人が主体となるものが多い。本節では、東京都のホームレス支援団体が行っている、ホームレス状態に陥る危険性を持つ人々に対する活動内容について述べる。

ホームレス支援団体による活動の中で最も一般的であるのが炊き出しと生活相談である。サロンを通しての居場所づくりや、集会を設けるなどの活動を行い、人と人とのつながりをつくる活動を行っている。また宿泊所を提供している団体もある。このように各々の団体によって活動内容は異なる。

いくつかの団体を事例として取り上げる。まずは「特定非営利活動法人自立生活サポートセンターもやい」（以下もやい）である。もやいは、アパートに入居したくても連帯保証人が見つからないことは、広い意味での「ホームレス状態」に置かれている人々の「人間関係の貧困」を象徴する、と述べている¹²。彼らはアパートで新生活を始める人々のための暮らしの基盤づくりを主な活動としており、且つ社会的孤立の解消も目指している。具体的な活動内容として、住宅確保、生活相談・支援事業、つながりづくり、広報活動を挙げることができる。住宅確保に関しては、法人としてのもやいが連帯保証という形式をとっている。互助会「もやい結びの会」（年会費1200円）の会員を対象にアパートの連帯保証を負い、保証料は8000円（2年間）。またアパート入居後の安否確認も継続して行っている。生活相談・支援事業では、もやいホットラインという電話相談、面談相談の窓口を設け、制度利用のサポートなどを行っている。そして生活支援物資の支給も行っている。つながりづくりに関しては、互助会「もやい結びの会」を軸として、アパート入居後の孤立を防ぐために食事会や行楽等の交流の場を提供している。居場所として交流カフェ「サロン・ド・カフェ こもれび」（原則毎週土曜日）の設置も行っている。最後に広報活動について述べると、「おもやい通信」（年4回）の発行を通してもやいの活動の宣伝と共に貧困問題への社会の理解を深めるための情報を発信している。その他の活動としては、学校や地域で講演会を行い、オンブズパーソン事業として東京と美路上生活者対策関連施設等を訪問して入居者と面会交流を行い、彼らの実態把握や、行政にむけて提言を行っている。

東京都荒川区にある企業組合「あうん」では、個人が平等に労働と経営に携わり、「命と暮らし」を自分たちで守る共同事業を行うことを趣旨として、元野宿生活者による「便利屋」を運営している。現在、各々の理由で失業した人や、あうんでの働き方に賛同した若者や中高年達、合わせて約30人が働いている。¹³あうんは非営利事業も行っており、フードバンクと連携して主に都内、神奈川県内の野宿者支援団体にお米の無料提供、配送を行っている。フードバンクとは、1)炊き出しやそれを必要としている人たちへの食材提供、2)食材を媒介とした幅広いネットワークづくり、を目的とし、生活に困窮する人々に無償で食材を提供するために広く寄付を募っている団体である。キリスト教会を通じた米集めイベントの開催や個人からの定期的な寄付等を受け付け、お米を集めている。そのお米を都内のホームレス支援団体に無料提供している。その他にも、炊き出しや一人でアパートに暮らしている人々の寄り場も設けている。

東京都台東区にある「特定非営利活動法人エス・エス・エス」（以下エス・エス・エス）は、「一人で住宅を借りることが困難な生計困難者の為の入居施設に関する事業及び失業

¹²特定非営利活動法人 自立サポートセンター「もやい」HPより

¹³企業組合「あうん」HPより

中の中高齢者の再就職支援に関する事業を行い社会に貢献することを目的¹⁴とし、活動を行っている。平成 21 年 10 月 31 日の時点で、131 施設（東京都 74 施設、神奈川県 16 施設、埼玉県 15 施設、千葉県 22 施設、茨城県 4 施設）、定員 4558 名で運営している。宿泊所を無料あるいは低額料金で提供する事業を行っており、安定した居所に移行していくための一時通過施設としている。栄養バランスの取れた食事や衛生的な生活環境を提供し、不安定な健康状態からの脱却、利用者が各々抱えている悩みや問題を解決するための生活相談、債務処理相談、就労相談、居宅移行相談などの自立支援対策も行っている。21 年度の施設利用者数は 8,200 名で、約 84%の方が福祉事務所をはじめ行政からの紹介により施設利用を開始している。また就労や居宅移行支援については、施設を拠点に就労を開始し、1,842 名がアパートなどの居所に移行する実績をあげている。この他にもエス・エス・エスは、高齢・傷病者支援施設や女性支援施設も設けている。さらに、掃業 13 社、警備業 9 社、建設業 6 社、製造業 5 社、運送業 5 社、その他、リサイクル業、造園業、飲食業、内職、ポスティングなど、地域の企業に対して企業訪問を行い、エス・エス・エスの活動内容や活動趣旨を理解してもらった上で、就業機会の確保のための連携を図っている。

このように、ホームレス支援団体は炊き出しや生活相談をはじめ、アパートの連帯保証、一時宿泊所の提供、生活支援物資・食料の提供、居場所の提供等、私たちの政策対象者に対してセーフティネットとなる事業を行っている。

3-5 企業

ホームレス状態の者が安定した就労にたどりつくためには、3-4 で挙げたような特定非営利組織エス・エス・エスと連携する地域の企業の存在や、ホームレス状態の者への雇用に特化して作られた社会起業家による企業がある。例えば、ビッグイシューというホームレスが販売する雑誌を作る有限会社がある。ビッグイシューは、1991 年にロンドンで生まれ、日本では 2003 年 9 月に創刊された。ホームレスの人の救済（チャリティ）ではなく、仕事を提供し自立を応援する事業である。仕事をして自立したいと思っているホームレスに働き収入を得る機会を提供する。1 冊 300 円の雑誌をホームレス彼ら自身が販売して、そのうち 160 円が彼らの収入になるという仕組みである。¹⁵

3-6 まとめ

本章では、ホームレス状態へのルートと本論文における政策対象者を明確化した上で、ホームレス状態を抜け出すために機能しているセーフティネットについて述べた。

ホームレス状態に至った者は、自立への段階ごとに自分に必要なセーフティネットを利用することで、少しずつではあるが安定した就労と生活を手に入れる。一般的には福祉事務所、ハローワークの窓口で、生活保護や住宅手当を受給し、一時宿泊施設やシェルター、自立支援センターで暮らしながら、アパート入居を目指す。そのような公的扶助や住まいの支援があつて初めて、求職活動を行い就職を目指すことが出来る。

しかし、その道筋で必要となる制度や事業、支援は各々によって異なり、ま、その繋がりを持った複数の支援の欠如や、セーフティネットから抜け落ちる期間が生まれると、ホームレス状態に逆戻りしてしまい、自立から遠ざかってしまう。そのため、それぞれに

¹⁴特定非営利活動法人「エス・エス・エス」HP より

¹⁵ ビッグイシュー日本版より

適切な制度にたどり着く過程での専門家や相談員によるサポートが重要な役割を担っていると言える。3章では、現状分析をさらに進め問題意識を明確化していく。

第4章 問題意識

本章では、さまざまなセーフティネットがあり、機能しているにも関わらず、そのセーフティネットが生かしきれていないということを現状分析し、問題意識を明確化していく。近年、問題視されている生活保護制度の不正受給や財源不足の問題など、個々のセーフティネットについての問題点も多々あるが、本論文では、生活扶助、生活相談、支援事業、職業紹介・訓練、住居確保のサポート、宿泊所の提供、居場所の提供など、現状把握で述べたさまざまな活動を行うセーフティネットがあるのに、それらがうまく機能していないということを問題視する。うまく機能していない要因として、①個々人に適当な制度の模索が困難であること②セーフティネットがあるという情報が、必要とする人に行き届いていないこと③セーフティネットによって職や住居を得ても、再路上化してしまう人が多いことを挙げ、これらを現状分析していくことによって問題意識を明確化する。

4-1 制度の把握の困難

前章で述べたように、セーフティネットとして多数の活動があるものの、利用する当事者が、雇用と福祉の制度の全体を把握し、自分が支援を受ける条件を満たしている制度や、制度と併用できる支援、公的制度にはないサービスを提供する NPO などの情報を得て、自立へのプランを立てることは難しい。なぜなら、現在の体制では、対象や制度に合わせて問題を限定化してとらえて支援を行ったり、あるいは他の支援機関に回したりすることが行われがちだからである。例えば、厚生労働省のパーソナル・サポート・サービス委員会では、このような現状の典型例として、以下のような事例を挙げている。

無職でホームレス状態の 20 代後半の男性は、父の暴力と多重債務のため、一家拡散状態である。日雇い労働の仕事をしなが、インターネットカフェに寝泊まりしていたが、金銭が尽き、ここ数日は、路上で生活している。無保険で医療には、繋がっていないが、相談スタッフから見てうつ状態も疑われる。

路上生活に入り、区役所やハローワーク等色々何度も相談に行ったが「あなたはまだ恵まれた方だ」と言われ、相手にしてもらえない。ホームレス支援の NPO にも行ったが、相談中に財布を盗まれたため、もうそちらには行きたくないという。ワンストップ窓口にも行ったが、「若い方ならサポートステーションへ」と言われて、サポートステーションに来所。支援への失望感が強く、日払いの仕事しかないと思いついでいる状況である。

このような事例からも分かるように、支援の条件を満たし、困窮状態にあるにもかかわらず、窓口をたらい回しにさせる違法行為を平然と行う福祉事務所やハローワークが存在する。

しかし経済的な理由以外の要因で、すぐに就職活動や自立して暮らすことが難しく、特別な支援や対応が必要な者もいる。

表 4-1 (1) ホームレスの様々な背景

精神障害者の手帳保持者と疑いを含む人	9.5%~17.1%
知的障害者の手帳保持者と疑いを含む人	5.1%~ 10.5%
身体障害者の手帳保持者と疑いを含む人	5.2%~ 8.6%

表 4-1 (2)

アルコール	2.5%~13.6%
薬物	1.4~2.5%
ギャンブル	1.4~2.5%

表 4-1 (3) 女性 6.5~11.9%のうち有する特徴

貯金等の減少・喪失	41.50%
働いていた者との離別	19.50%
DV	29.30%
家内不和	24.40%

出典：「広義のホームレスの可視化と支援策に関する調査報告書」（2011/3）より筆者作成

表 4-1 (1) では、障害を持っている人の割合が、表 4-1 (2) ではアディクション（依存傾向）の傾向がある人の割合が、表 4-1 (3) では母子世帯では、経済的理由以外にも、家庭の問題を抱えている人の割合が示されている。対象者によって様々な問題を抱えており、またその要因が複合的に重なって自立への道を困難にしている。そのため自立への道の中で、必要となる制度や公的・民間機関は、個々によって異なり、またその自立への過程によっても変わる。私たちはこれらの点に問題意識を持ち、国や地方自治体の制度やその他の機関について熟知し、利用者に適したサポートを判断し的確に振り分けるしくみが必要であると考えた。

4-2 情報格差

なぜ、失業したとき、住居を失いそうになったあるいは失ったとき、金銭面の問題を抱えたとき、これらのセーフティネットを利用しようとしていない人がいるのか。そのような人々は、大きく2つのグループに分けることができる。1つ目は制度の利用を拒む人だ。例えば世間の目を気にして利用していない等、人によって要因は様々であるが、彼らは制度の存在を認識した上で、自らの選択によって行動していると思われる。2つ目は制度自体やその利用方法がよくわからない、もしくはそもそも制度自体を知らない人である。前者のグループに分類できる人々は、自分で情報を所有しており選択肢があるが、後者の人々は、選択肢が比較的少ない、あるいは無い。基礎的な知識を持っていないければ、自力で情報収集する等の行動には限界があり、ゆえに「知らない」という状況は致命的である。私たちはこのような状況を問題として捉えた。

生活保護制度についてのデータしかないが、「広義のホームレスの可視化と支援策に関する調査」の福祉事務所調査によると、生活保護制度を知った経路として、「保護申請時の広義・狭義のホームレス状態以前から知っていた人」は 26.1%にとどまる。公的なセーフティネットである生活保護制度を知っていた人すら 25%強であるという事実から、その他の制度の認知率はもっと低いと推測できる。

この認知率が低いということに加え、現状把握で述べたさまざまなセーフティネットについての知識を網羅するためには、多くの時間と労力を費やすので、セーフティネットについて詳しい人に相談できる環境をつくることも必要であると考えた。

このように広報が十分でなく、情報を知らないことでホームレス状態にある人々の選択肢にならないということを問題意識のひとつとする。

4-3 再ホームレス状態化

無事に住宅を確保し就労することが出来ても、その生活基盤は脆く、常に失業の可能性があり、孤立しがちである。

中島（2010）の行った東京都の自立支援センター退所後の生活実態と支援課題の調査によると、退所後に①就労については、退所時の仕事から、21.1%が転職し、25.3%が無職になっている。②就労と関連して、生活ぎりぎりの13万円以下の収入の人は4分の1存在する。③半数の人が、健康に問題があり、適切な対処が出来ていない。④人づきあいに関しては、15%の人が誰とも付き合っていない、45%の人があいさつ程度のつきあいの人がいると答えており、困ったこととして、8%がさびしい孤独だ、9%が相談する人がいない、と挙げている。この孤立感が、お酒やギャンブルなどの依存症の再発や、隣人とのトラブルなどの問題を引き起こす可能性もある。

さらに、再びホームレス状態に戻るリスクも高い。『広義のホームレスの可視化と支援策に関する調査報告書』によると、対象地域の住宅手当受給者、自立支援センター入居者、生活保護受給者への調査で、過去2回以上の野宿歴「有り」と答えるものは、それぞれ45.2%（1706人）、53.8%（803人）、32.3%（600人）おり、再ホームレス状態化がひとつの問題となっていることが分かる。

これに対して私たちは、安定した生活を行える条件を確保するためには、連続したケアが必要であり、アフターケアが重要だと考える。しかしNPOなどの支援団体に関しては、広義のホームレスの可視化と支援策に関する調査報告書によると、支援団体と支援対象者との交流の有無に関して、交流はなく消息把握のみが27.2%（933人）、消息不明が38.1%（1407人）と、合計で約7割の支援対象者と交流のない状態であり、アフターケアが充分に出来ているとは言えない。ハローワークや福祉事務所では、人材不足により、支援を受けている最中の利用者に対してのケアさえおぼつかない。人材不足だけでなく、ケアを担当する職員への精神的ダメージも問題である。家庭訪問などをしてアフターケアをする職員は、多数の人を繰り返し訪問し、彼らから深い話をされ、彼らの心の拠り所となるのである。そのため、職員への精神的・肉体的ダメージは大きい。

このような現状から、私たちは、連続したケア、アフターケアを職員が行うのは必要ではあるが、限界があると考え、脱ホームレス状態したもの同士での関係性も重要であると考えた。自分の現状と近い人との関係性があれば、何かあったときの相談もしやすい。しかし、ホームレス支援団体「もやい」によってアパートに居住している50代の男性は「ありがたくアパートに住んでいるけれど、誰も来ないし行くところもないし、相談する人もいない。（中略）野宿していたほうが仲間がいてよかったよ。野宿生活に戻ろうかな。」と述べている。職や住居を確保した後に仲間との関係性がなく、孤立している人が多いのだ。このように、横のつながりが薄いことを3点目の問題意識とする。

4-4 本章のまとめ

本章では、さまざまな活動を行うセーフティネットがあるのに、それらがうまく機能していない要因である①個々人に適当な制度の模索が困難であること②セーフティネットがあるという情報が必要とする人に行き届いていないこと③セーフティネットによって職や住居を得ても、再路上化してしまう人が多いことを問題意識として述べた。次章では、対象者、活動内容から、本論文と近い問題意識を持って活動を行っていると考えられるTOKYO チャレンジネットの取り組みについて述べていく。

第5章 先行事例における課題

本章では TOKYO チャレンジネットに着目する。TOKYO チャレンジネット（以下チャレンジネット）は、住居喪失不安定就労者にむけた都営の相談支援窓口である。チャレンジネットは、福祉事務所とハローワークとの連携をとっており、さらに都営であるということも含めて、私たちは窓口の一元化を目指す上での窓口として適切であると考え、チャレンジネットを取り上げることとした。

さらに、チャレンジネットの対象者、活動内容においても、チャレンジネットと私たちの問題意識が類似していることも、先行事例として取り上げた理由である。まず対象者について、本論文の対象者は①「短期的ホームレス状態の者」、②「ホームレス状態に陥る潜在的な可能性を持つ者」で、就労によって経済的に自立する意志を持つ者としている。チャレンジネットの対象者となる主な要件は、「住居喪失不安定就労者、離職者等であつて、サポート事業を行うことにより、自立した安定的な生活を営むことが期待できること」である。私たちは、本論文の対象者とチャレンジネットの対象者はほぼ一致していると考えた。

活動内容については、チャレンジネットは窓口の一元化や、必要な人に行きとどくように工夫した広報、チャレンジネットに来なくなった人が戻って来ることのできる場の設置を行っている。これらは私たちの問題意識である、3章1節の個々人に適当な制度の模索が困難であること、3章2節のセーフティネットがあるという情報が必要とする人に行き届いていないこと、3章3節のセーフティネットによって職や住居を得ても、再路上化してしまう人が多いという問題に対する制度を体現しているといえる。

以上のことから、チャレンジネットは一元化された窓口となりうる可能性が高く、私たちの抱いた問題意識と類似した意識を持ち事業に取り組んでいると考えたため、チャレンジネットを運営している東京都に対して、私たちがチャレンジネットの課題を指摘し、政策提言をすることとした。本章では、2011年10月25日のヒアリングを踏まえ、1節でチャレンジネットの実態と活動内容、2節で活動実績、3節で活動と本論文の問題意識の関係性、4節で課題について述べていく。

5-1 TOKYO チャレンジネットの実態と活動内容

チャレンジネットは、東京都がやまて福祉会に委託し、住居喪失不安定就労者に対する相談支援窓口を設置したものである。サポートセンターは新宿区歌舞伎町の東京都健康プラザ「ハイジア」にある。運営費はすべて都の予算である。チャレンジネットの目的は、「住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事する者（以下、「住居喪失不安定就労者」という。）や離職者等に対して、サポートセンターを設置し、生活支援、住居支援、資金貸付及び厚生労働省等と連携した就労支援を実施することにより、自立した安定的な生活の促進を図る。また、介護職場での就労を目

指す離職者について、介護職支援コースを設置し、訪問介護員の資格取得支援、就労支援等を行い、離職者の生活の安定を図る。¹⁶」としている。対象者となる主な要件は、「住居喪失不安定就労者、離職者等であって、サポート事業を行うことにより、自立した安定的な生活を営むことが期待できること。」「都内での住民登録もしくは生活期間が直近6カ月以上であること」「在学中でないこと」「活用できる資産等がないこと」「生活保護法に基づく保護の対象とならない者であること」であり、つまり、意欲があるのに住まいがない人、いわゆるネットカフェ難民と呼ばれる人々が主な対象である。サポートセンターを運営している事業者は、生活相談・居住相談は社会福祉法人とやまて福祉会、就労支援は東京労働局と東京ジョブステーション、資金貸付は社会福祉法人と東京都社会福祉協議会である。

そもそもチャレンジネットは、東京都の「低所得層に対してどうフォローするか」というテーマに対して、平成 21～23 年度に実施された 3 年間の事業の一部として設立されたものだ。「とにかくなんとかする」がモットーで、窓口に来た人は全員対象とするので、今日では住居を持つワーキングプアの割合が 6 割を占めている。

活動内容としては、個別相談を通して個人のニーズを探り、必要な対応・制度を手繰り寄せることを軸としている。そして生活不安や人間関係などの暮らし全般に関わる問題はもちろん、専門知識が必要となる問題についても相談することができる。借金問題には法律の専門家が担当し、毎週木曜日は弁護士による無料法律相談を受けることができ、また健康面の不安に関しては看護師等の専門職員が担当し、希望者は無料で医療機関に行き受診することも可能である。¹⁷

住宅面については、ニーズに応じて民間の賃貸物件の情報提供や、賃貸借契約のサポート、保証人がいない場合には保証協会や保証会社を利用した住居確保の支援を行う。また条件を満たす者は、住宅資金や生活資金の貸付が必要であると認められれば受けることができる。貸付は無利子で最大 60 万円である。面談を 5 回 6 回と繰り返し、貸付の決定がされる。対象は、東京都に 6 カ月以上住み収入が月 15 万円以上の者のみとする。しかし平成 23 年からは、貸付利用者の返済の負担の大きさを鑑みて、一時住宅を 1 日 500 円で提供しながら、自己資金を貯めさせ、アパートに入居させるサポートの方が主流になっている。

仕事の面では、ハローワークと東京ジョブステーションと連携しており、相談やカウンセリングを通して職業紹介を行っている。また介護職場での就労を目指す人を対象に、ホームヘルパー2 級資格取得の機会の確保や介護関係の求人紹介などの支援を行う介護職支援コースも存在する。履歴書を作成や書類整理の補助を行う等の就職活動のサポートもしている。即就職が困難な者に対しては、福祉事務所と連絡を取りサポートを行う。関係性の継続と利用者同士のつながりづくりに関しては、「白いチューリップ」という会を毎月第 4 土曜日に開催している。ここでは経済的に自立した者同志で愚痴をこぼし合ったり、自立を目指し頑張っている人を励ましたりする場を設けている。

広報の面では、大々的な告知には莫大な費用がかかるために、必要な人に確実に届ける手段に的を絞っている。チャレンジネットに訪れる可能性を持つ人々の活動範囲を推測し、ネットカフェやカプセルホテル、銭湯等にチラシや宣伝用のティッシュを置き、バスの車内や都内の電車のつり革、無料の求人誌に広告を出している。さらに、実際に足を運ぶアウトリーチも行っており、広報兼巡回相談をしている。

¹⁶ 「TOKYO チャレンジネット」HP より

5-2 TOKYO チャレンジネットの活動実績

以下は、平成 20 年 4 月 25 日から平成 23 年 3 月 31 日までのチャレンジネットが公表している統計である。相談者のうち、4 割は無職で、6 割は職を持っている層で占められるということである。

注意点として、窓口人数を除く統計は、人数ではなく、件数でカウントされているため、一人の相談者が複数相談した場合もカウントに含まれてしまう。

表 5-2 (1) 窓口相談

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	実績累計
窓口相談人数	3194	3427	3021	9642

表 5-2 (2) 窓口以外での問い合わせ件数

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	実績累計
電話相談	2758	3559	5189	11506
メール相談	216	176	207	599
アウトリーチ	100	364	468	932
問い合わせ計	3074	4099	5864	13037

表 5-2 (3) 相談内容

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	実績累計
仕事（求職・転職）	1050	1750	1600	4400
仕事（雇用条件・職場環境）	723	1145	1120	2988
生活	1385	2133	1968	5486
健康	431	724	724	1879
法律	444	622	568	1634
住居	1101	1950	1780	4831
窓口総合内容計	5134	8324	7760	21218

表 5-2 (4) 住宅確保件数

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	実績累計
住宅確保件数	150	131	112	393

出典：TOKYO チャレンジネット配布資料より筆者作成

住居（保証人の確保や、初期費用について）の相談件数の累計 4831 に比べて実際の住居確保数が 393 である点に関しては、件数でカウントしているため 1 人の相談者が複数相談した場合もカウントに含まれてしまうことと、チャレンジネットの相談者の 6 割である住居をまだ持っている状態の人々からの相談も含まれていることから、チャレンジネットの住宅における取り組みについて正確に評価をすることはできない。このことに関してヒアリングでは、住居確保の自己資金を貯めるためにチャレンジネットが提供する一時宿泊

施設は、70 施設あり、1 日 500 円で 3 カ月まで滞在が許可されているシステムから現段階では定員を超えたり入居待ちになることはないということが分かった。

5-3 問題意識との関連

チャレンジネットの活動と、私たちの問題意識の関連について述べる。

まず、問題意識 1 の適切な制度の把握が困難であるという点に関しては、生活全般の相談から専門知識が必要な相談まで幅広く対応できる個別相談を繰り返すことで、相談者一人ひとりに適した制度を一緒に模索している。また、多くの制度の窓口が別々に設置されているためにどこに行けばいいのかわからないという問題点も、ハローワークや東京ジョブステーション、福祉事務所と連携して窓口を一元化することで対処している。問題意識 2 の制度を知らなければ利用できないという点は、チャレンジネットは必要な人に確実に情報を届けることを目標に告知を行っている。対象となる人々の行動範囲を推測し、広告を設置し、アウトリーチを行うことで、対象者に情報を届けようとしている。問題意識 3 の関係性が途切れてしまうという点においては、チャレンジネットは、就職したり住宅を確保してチャレンジネットを利用しなくなった人との関係性が途切らないために、電話でやり取りしたり、アンケートで今後の支援への要望を聞いたり、自宅まで訪ねるという活動を行っている。そして「白いチューリップの会」のような自立した人が戻って来ることができる場を設けることで、人と人との関係をつくり、孤立を防ごうとしている。

このように、チャレンジネットの制度は一見私たちの問題意識を網羅した活動を行っている。しかし、これらの取り組みには課題があり、私たちの問題意識を解決しきれてはいないと考えた。

5-4 TOKYO チャレンジネットの課題

チャレンジネットの課題として、まず、完全な窓口の一元化ができていないと私たちは考えた。2 章の現状把握で、ホームレスになる過程に対する現行の対策として、福祉事務所とハローワーク、ホームレス支援団体、企業を述べたが、チャレンジネットが連携しているのは福祉事務所とハローワークで、ホームレス支援団体や企業とは連携していない。前述のように、ホームレス支援団体は全国に数多くあり、各団体によってさまざまな活動をしている。企業も扶助ではなく、ビジネスという形でホームレスを支えている。ホームレス支援団体や企業と連携をしていないということは、窓口の一元化を実現しているとは言えないと考えた。

次に、広報については、チャレンジネットでは必要な人に届くように工夫した告知が行われているが、まだ十分でなく、行き届いていない人の情報格差を生んでいると考えた。実際あるネットカフェでは、宣伝用ティッシュが置かれていたが、小さな箱に入ってカウンターの奥に置いてあり、それがはたして必要としている人の目に届くのかという疑問を私たちは抱いた。また、チャレンジネットについてのデータではないのだが、ホームレスが生活保護制度を知った経路についての福祉事務所調査では、「保護申請時の広義・狭義のホームレス状態以前から知っていた」が 26.6%、「役所・福祉事務所の窓口」が 25.3%、「支援団体」が 11.5%、「知人」が 7.7%である。この制度を知った経路を参考にして「以前から知っていた」と「知人」という世間からの情報を合わせると、35%近くになる。しかし、現時点でチャレンジネットは世間的にはほとんど知られていない。チャ

レンジネットが必要な人に届くだけではなく、世間全体の認知度を上げることが必要であると考えた。

最後に関係性の継続と利用者同士のつながりづくりということについて、チャレンジネットに来る人々が気軽に立ち寄って話ができるような居場所がないと考えた。チャレンジネットは、利用しなくなった人と連絡をとったり、「白いチューリップの会」を設置したりしている。しかし、この毎月第4土曜日に行われる「白いチューリップの会」は、5人から15人の出席に留まっており、関係性を作ることが出来ているとは言い難い。さらに、私たちは、利用しなくなった人だけでなく、チャレンジネットを利用している最中の同じような境遇の人たちをより巻き込んでつながりをつくる必要があると考えた。チャレンジネットの軸である個別面談は、名前通り、相談者と相談担当者の1対1で行われる。そのため、来た人同士のつながりをつくるのは困難である。そこで、来た人同士が気軽に話せる場を、個別相談ブースとは別につくるべきであると考えた。そうすることで、その場のつながりができるだけでなく、チャレンジネットを利用しなくなった後まで続く関係性が生まれるきっかけとなる。

このうち広報と、関係性の維持についての課題点については、ヒアリングの際にチャレンジネットの方も今後の課題であるとお話ししてくれた。私たちの問題意識であり、チャレンジネットの方々での今後の課題でもある上記の内容に対して、次章で政策提言をしていく。

5-5 まとめ

本章では、チャレンジネットの取り組みについてまとめた上で、一元化された窓口になりうる可能性、その取り組みと私たちの問題意識との類似点、そしてヒアリングによるチャレンジネット自身が抱える課題点を通して、チャレンジネットの課題を明らかにした。次章では、このチャレンジネットの課題の解決に向けて政策提言をすることで、私たちの問題意識の解決、そして長期ホームレス状態の防止の実現を目指す。

第6章 政策提言

本章では、窓口を一元化し現行のセーフティネットの機能を十分に生かすことのできる環境を整え、人々が失業や住居喪失によってホームレス状態に至る以前の段階で対策を打つことが出来る社会を目指し、政策を提言する。TOKYO チャレンジネットを土台として、同機関の抱える課題を分析、そして提言する。はじめに TOKYO チャレンジネットを窓口一元化の土台とする意義を述べてから、政策提言に移る。

チャレンジネットがホームレス支援団体やその他の企業などと連携しておらず、完全な窓口一元化を達成していないという課題を挙げる。それについては、ホームレス支援団体や企業と協働するという提言を行い、これによって利用者にとってより幅広い支援が可能になると考える。また協働への第一歩として、イベントの開催を提言する。広報に関しては、チャレンジネットを必要としている人に対してだけでなく、世間一般にも広く認知されるために、私たちは前述のイベントの開催以外にも、インターネット、NPO などの他のホームレス支援団体の協力、印象に残るキャッチコピーの利用、芸術による広報について提言を行う。最後に、再ホームレス状態化の課題について。チャレンジネットの利用者のみが閲覧・書き込みできる SNS を作り、そこで相談や雑談などのコミュニケーションの容易化を図る。同時に、チャレンジネットの同フロアに気軽に立ち寄れるスペースを設置することを提言する。

6-1 TOKYO チャレンジネットに向けて政策提言をする意義

表 6-1 (1) 2010 年の失業率 (上位 9 都道府県)

	失業率
沖縄	7.6
大阪	6.9
青森	6.5
福岡	6
宮城	5.8
京都	5.6
東京	5.5
秋田	5.3
高知	5.2

出典：総務省 労働力調査より筆者作成

表 6-1 (2) 2010 年から 2008 年までの失業率の増加 (上位 6 都道府県)

	2008	2009	2010	増加
東京	3.8	4.7	5.5	1.7
大阪	5.3	6.6	6.9	1.6
埼玉	3.7	4.9	5.2	1.5
京都	4.2	5.2	5.6	1.4
宮崎	3.4	4.4	4.8	1.4
長崎	3.9	4.7	5.1	1.2

出典：総務省 労働力調査より筆者作成

表 6-1 (1) の 2010 年の失業率から、東京の失業率は 5.5%と全国で 7 番目に高く、また表 6-1 (2) のリーマンショック後の 2008 年から 2010 年までの失業率の比較から、全国で最も失業率が増加していることが分かる。ここから、全国でチャレンジネットを広める必要はあるものの、まず始めに東京のチャレンジネットを一元化された窓口として確立することに緊急性があり、かつ、チャレンジネットを全国に拡大させていく足掛かりとなりうると考えた。

6-2 他機関との協働

現行のチャレンジネットの窓口は、ハローワークや福祉事務所につなげるのみで、NPO や企業と連携はしていない。しかし、民間の支援団体の中には、障害者や DV などのトラウマを抱えた女性に対しての専用宿泊施設を用意している団体や、つながりづくりのためのイベントやスポーツ活動が盛んな団体がある。これらは、チャレンジネットにはないサービスであるため、連携を図ることで、利用者の選択肢が増加すると考えられる。

また、チャレンジネットと同じように、一時宿泊施設の設置、債務問題解決のための弁護士との協力や、キャリアコーチングを行う団体も存在するため、現段階では定員に収まっているこれらの利用者が、仮に急に増加し対処しきれなくなった場合に、協力を行うことが出来ると考えた。さらに、企業と繋がることで、雇用の出口として紹介することも可能になる。

このように窓口の一元化をより強固にすべく、他機関との連携を図るきっかけとして、私たちは『ストップ! HOMELESSNESS』というイベントを提案する。

このイベントの主催は東京都で、運営はチャレンジネットが行う。企画参加予定者は東京都を拠点に活動する NPO をはじめとしたホームレス支援団体、ビッグイシューなどの企業であり、来場予定者は、一般の人々やホームレス支援団体関係者、メディア関係者、そしてホームレス自身も含める。開催地に関しては、代々木公園など都心の公園を利用し、扉のない開放的な空間で行うことで足を運びやすくする。企画概要については、メインステージを設置し、そこでのイベントは、貧困の専門家による講演と、彼らと参加団体、一般人を巻き込んだ公開討論会と、もやいやふるさとの会等の規模の大きい NPO による講演を行う。そしてステージの周りには参加団体ごとに活動内容を紹介するブースを設ける。自らの団体の事業を紹介し合い、また意見交換をする場を設けて、各々が刺激を与え合う場を提供する。この場を通じて、参加団体は、今後もコンタクトを取れるような関係づくりを努め、一般の人々も、ブースで相談をしたり、関心のある団体の人と意見を交換することができる。このイベントの広報に関しては、スタッフ確保のために、学生ボランティアの募集を呼び掛け、ビラ配り等だけでなく、ソーシャルメディアを活用することを考え

ている。ソーシャルメディアでは、告知以外にも、公開討論会においての専門家に向けた質問を募集し、当日会場で一部に返答する。またネットを利用してイベントの中継も行う。そして豚汁等の炊き出しも行い、一般の人やホームレス状態にある人が気軽に来場できる環境を整える。

このイベントによって、チャレンジネットはもちろん、ホームレス支援団体や企業は自事業の紹介やアピールが講演やブースなどでできる。そして、討論会を行うことで、自分と近い目標を持って事業に取り組んでいる人同士で刺激を与え合うこともできる。そして、それが協働への一歩となる。ホームレスにとっては、事業を知るいい機会になると同時に、自分の意見も伝えられる可能性もある。一般の人は、ホームレス問題を知るきっかけとなる可能性がある。また、興味がある人は、チャレンジネットやホームレス支援団体、企業と意見を交換することも可能である。

6-3 広報活動

チャレンジネットが様々な制度や事業の窓口として一元化されていても、認知されていなければ意味がないため、私たちは、広報活動が、事業や制度をより機能させるために重要であると考えた。しかし、5-4 で述べたように、現在チャレンジネットは、ネットカフェにティッシュを置いたり、アウトリーチをしたりしているが、十分な広報はできていない。そのため、私たちは、①政策の対象者であるホームレス状態にある人々と、②住居はあるが潜在的にホームレス状態になる可能性がある人々のそれぞれに、効果的な広報をすることでチャレンジネットを知ってもらうこと、さらに、③一般の人々のチャレンジネットの認知度を上げることが目標に、5 点の提言を考えた。これらは、広報に多くの財源を割くのは難しい、というチャレンジネットへのヒアリングから、多くの費用がかからず実現可能性の高いものを考案した。

1 つ目の提言は、チャレンジネットのリンクを、都のホームページやハローワークのホームページに分かりやすく載せることである。現時点で直接チャレンジネットのホームページにつながるリンクは載っていない。

2 つ目の提言は、twitter や Facebook 等のソーシャルメディアを活用して広報を行うことである。また、チャレンジネットを必要としている人が見る可能性が高いと考えられる、2ちゃんねるなどを通して広報を行うことも有効だと考える。

以上の 2 点は、主に①ネットカフェ難民や、②ネットに接続できる環境にあるワーキングプアの者を対象とする。

3 つ目の提言は、連携した NPO などの支援団体に紹介してもらうことだ。これは現在、一部の NPO 団体によって行われており、例として、「もやい」の「路上脱出ガイド」を挙げることができる。「路上脱出ガイド¹⁸」とは、「困っている人を見かけたら渡してください」と、一般の人々に対して「もやい」が製作し、HP にも掲載している小冊子であり、その中で、チャレンジネットも紹介されている。このような形で、他の NPO で対応しきれない相談者が現れたり、他の機関の炊き出しやアウトリーチで発見した場合、チャレンジネットを紹介してもらうよう連携をすべきだと考える。

これは、主に①のネットカフェや、ファーストフード店を徘徊するホームレス状態にある者を対象とする。

¹⁸ 『もやい 路上脱出ガイド』より

4 つ目の提言は、印象に残るキャッチコピーの考案だ。「チャレンジネットに行かぬと！」(行かないといけないという意味と、ネットを掛けている)を例として挙げる。このようなキャッチコピーは、人々の頭の中に残りやすく、かつ、堅苦しくないため、一般の貧困問題に関心がない人にとっても受け入れやすいという点で重要だと考える。

5 つ目の提言は、芸術によってチャレンジネットの存在を知ってもらうという方法だ。芸術による広報は、キャッチコピーと同様、見る人々へ与えるインパクトが強い。また、目につきやすく、メディアが取り上げる可能性も高い。そこで、私たちは、目にみえない貧困を形にして表現することで貧困を可視化し、同時にチャレンジネットの名を知ってもらうために「50 から 100 人ほどの人が透明人間を装って町に繰り出す」という案を提言する。透明人間は目に見えない貧困を表しており、彼らがチャレンジネットの名を掲げることで、広報としての役割を果たす。このように芸術によって社会問題を訴えるということは、海外でも行われている。フランスをはじめ世界各国で行われている、HANDICAP INTERNATIONAL による“The Shoe Pyramid”を例として挙げる。“The Shoe Pyramid”とは、片足がない人、失った人を意味して、片方の靴を街中の人々がピラミッドのように積み上げていく、というものだ。街中に突如出現する“The Shoe Pyramid”は彼らの団体名とともに、大きな注目を集めた。

以上の 2 点は、①のホームレス状態にある者はもちろん、②のネットカフェへのアウトリーチでは告知することができないワーキングプアや、③の一般の人々を対象に含めることが出来る。

6-4 関係性の構築と維持

問題意識として掲げた再ホームレス状態化を防止するためには、チャレンジネットと利用者の継続した関係性の構築と、利用者同士の横のつながりをつくることが重要である。しかし、チャレンジネットの「白いチューリップの会」は、退所者をメインとした月に一回の開催であり、参加者は 5 人から 15 人ほどであると現状がある。私たちは、現在チャレンジネットを利用している者から、利用していない者まで、誰でも気軽に参加ができ、相談ができる居場所を作ることが、つながりを作る上で重要であり、直接知らない人と話すのが苦手な人や、忙しい人でも話せるような工夫が求められると考えた。

以上を踏まえ、チャレンジネット利用者しか閲覧できない SNS (ソーシャルネットワークキングサービス) の設置と、チャレンジネットの近くに自由スペースを設置することを提言する。

まず、SNS の設置に関しては、直接知らない人と話をするのが苦手な人や、ワーキングプアなどの時間がない人が相談、雑談できる場を、ネット上に設けるという考えだ。チャレンジネットのスタッフと利用者のみが閲覧できるようにすることで、荒らしを防止し、話しやすい状況をつくる。ネット上で利用者同士が会話することで、孤独感が減り、定期的な「白いチューリップの会」の告知も行うことができる。また、チャレンジネットのスタッフが参加登録することで、日常生活の小さな悩みでもチャレンジネットに気軽に相談することが可能になり、それが、チャレンジネットに直接足を運びきっかけにもなる。

次に、自由スペースの設置に関しては、チャレンジネットと同フロアか、同じビル内に、ソファと机、本や漫画、パソコン、ドリンクサーバーなどを置き、リラックスできる空間を設けることで、チャレンジネットからアパートやネットカフェなどに行く際に、立ち寄れる居場所を作ることができると考えた。これは、スペースとして設けることが、継続的な関係性の構築や、横のつながりを作るために有効な手段であるからだ。広義のホームレスの可視化と支援策に関する調査でも、支援対象者へのアフターケア (移行後支援) について、アフターケアのメニューと交流が継続する期間の関係に関する調査が行われた

が、交流が続く期間が「1 カ月未満では、手続き支援が多く」、逆に、「2 年以上～3 年未満になると、交流会・食事会等の開催、支援者対象者間の交流の場所・仕組み、定期的訪問など、コミュニケーションを継続的、定期的にとろうとする傾向が強く見られる」と報告されている。

また、実例として、ホームレス支援団体「もやい」や「スープの会」のカフェを挙げる事が出来る。「もやい」の「サロン・ド・カフェ こもれび」の利用者は「ここに来るお客さんもスタッフもみんな、生活保護のことやいろいろな事情のことをわかってくれる人が多い。わからないことがあったら相談できるし、あけすけな気持ちで話せるからありがたい。アパートに入れたこともうれしかったけど、サロンの活動そのものが俺にとってはありがたい。」と述べている。このように、カフェは孤立化を防ぐ有効手段である。しかし、運営費がかかり、誰が運営するか、メニューはどうするかなど、設立までの道のりは遠い。「サロン・ド・カフェ こもれび」は運営費を基金で賄っているが、都営のチャレンジネットでは、運営費の捻出が難しく、設立に向けた準備も負担になると考えた。そこで、私たちはカフェほど居心地が良く、強い関係性を作ることはできないかもしれないが、運営負担の少ない自由スペースを設けることで、実現性の高い政策立案ができると考えた。自由スペースは、前述のような設備を設け、気軽に立ち寄れる居場所にする事で、そこから会話が生まれ、訪れる人々の横のつながりをつくる事が出来ると思った。

6-5 まとめ

本章では、長期ホームレス状態を防ぐための政策提言をチャレンジネットという機関を通して行った。次章では、この政策によって実現できる理想の社会と今後の課題を述べて終章とする。

第7章 終章

7-1 私たちの政策によって実現する理想の社会

私たちの提言した政策を実施することにより、もたらされる社会への影響について述べる。まず、チャレンジネットへの効果について述べる。

政策提言 1 のイベントの開催によって、今までハローワークや福祉事務所とのみと連携していたチャレンジネットが、他機関との連携を図ることで、窓口の一元化が強化され、利用者にとってより適切な制度や事業を窓口で振り分けることが可能となる。

政策提言 1 のイベントの開催と 2 の広報活動によって、一元化された窓口であるチャレンジネットの知名度が上がり、チャレンジネットが生活困窮者の駆け込み寺として認識されるようになる。このようにホームレス状態にある者に限らず、ホームレス状態なる前でも相談できる窓口として認知されることで、人々が住宅や職を失う前に、対策を打つことが可能になる。最後のセーフティネットとよばれる生活保護を受給する前の段階の人々を、生活保護ではなく、転職や職業訓練に誘導することができる他に、生活保護を受給することになっても相談員の就職や転職のサポートが就くため、稼働能力があるにもかかわらず就職できないことを理由に生活保護で暮らす者が減少する。そのことによって世間の生活保護への偏見も減少出来ると考えられる。

政策提言 3 の SNS と自由スペースの設置によって、チャレンジネットと利用者の関係が継続し、利用者同士の横のつながりが作られるため、利用者が自らの状況を相談しあえる環境づくりの第一歩となる。自らの生活に不安を覚えた際に相談できる関係を保つことは、孤立を防ぎ、3 章 3 節で述べた孤立ゆえに引き起こされる再ホームレス状態化を予防する。

このように、私たちの政策提言によって、チャレンジネットが一元化された窓口として、利用者各々の状況に応じて適当な制度や事業に振り分けることで、短期ホームレス状態の者が、長期化することを防止し、かつ、ホームレス状態に至っていない者に関しては、ホームレス状態に至る以前の段階で対策を打つことが可能になる。そして、現行のセーフティネットの機能を十分に生かすことのできる環境を整えることで、失業や住居喪失によってホームレス状態に陥る人々を生み出す社会の蛇口を閉めることが出来ると結論付ける。

7-2 今後の課題

この政策提言をした上での今後の課題として、シンポジウムの財源の問題と、一元化された窓口の全国化の問題を挙げる。まず、1 点目については、政策提言したシンポジウムの開催費用を、どこから捻出するかということである。都営であるチャレンジネットを通して政策提言する上で、財源のことを念頭に置いて考えたため、シンポジウム以外の広報と、関係性の構築のための政策提言は、費用を最低限におさえた提言となっている。しかし、協働と広報を目指した、ホームレス支援団体や企業、ホームレス状態の人々、一般の人々までを対象とするシンポジウムを開催するには、都の財源で賄えるのかという課題が残る。

2 点目については、本論文では TOKYO チャレンジネットを取り上げ、東京都を対象とした政策提言をしたが、最終的には TOKYO チャレンジネットを模範として窓口の一元化を全国展開したいということである。現在、東京都以外にも、大阪府、愛知県、神奈川県に、国の事業としてのチャレンジネットが存在する。しかし、利用者は TOKYO チャレンジネットの 1/100 ほどで、窓口が一つ増えただけのような形になってしまっているという。そのため、TOKYO チャレンジネットの制度を他の 3 つのチャレンジネットに適応するのは難しく、時間がかかる。又、TOKYO チャレンジネットは、21~23 年度の 3 カ年の「低所得層に対してどうフォローするか」という東京都の事業で、この事業の年間予算は約 100 億円であり、その一部がチャレンジネットに利用されたということだ。そのため、TOKYO チャレンジネットを模範とし、他の 3 つのチャレンジネット、そして全国に一元化された窓口を設置するには、莫大な費用が必要となる。

シンポジウムの財源の問題と、一元化された窓口の全国化の問題、この 2 点を今後の課題として挙げる。

7-3 おわりに

本論文ではセーフティネットを生かすための窓口の一元化を図る政策提言を行った。TOKYO チャレンジネットを土台として、ホームレス状態にある者に限らず、ホームレス状態なる前でも相談できる窓口として広く認知されることで、私たちは、失業や住居喪失によってホームレス状態に陥る人々を生み出す社会の蛇口を閉めることが出来ると考えた。この理想の社会の実現のために、チャレンジネットと他団体の協働、広報、再びホームレス状態に戻ってしまうことを防ぐための関係性の構築と維持について政策提言をした。

最後に、本論文で政策対象としなかった、長期ホームレスについて言及する。私たちは 2011 年 7 月 23 日に行われた、ボランティア団体「スープの会」による路上生活者の訪問活動に参加し、長期ホームレスの方々とお話しさせていただいた。彼らの中には就労意欲がある者も多かったが、多くが高齢者であることと、住所がないことから面接も行ってもらえないなどの偏見が重なり、雇用の出口はほとんどない。望まずしてホームレスとして生きている人が多い。私たちは、チャレンジネットの全国化という課題点に加え、長期ホームレス状態の者の抱える問題を分析し、彼らを対象とする政策を提言し実施することも、日本社会がホームレス問題と向き合っていく上で必要だと考える。

先行論文・参考文献・データ出典

《先行論文》

- 伊藤彰茂『職業自立支援とキャリア形成—ホームレスの職業自立支援のキャリア教育的検討—』愛知みずほ大学人間科学部人間環境情報学科
 久保隆光(2010)「一橋大学フェアレイバー研究教育センター」『オランダにおける社会政策の展開とワーク・ライフ・バランス政策への収斂』35 ページ
 田中聡子『貧困概念と社会的排除についての考察』龍谷大学
 中島明子(2008)「ホームレスの人々への支援策としてのハウジング・ファーストに関する予備的研究：その1 研究の視角及び仮設定(居住支援(2), 建築経済・住宅問題)」『学術講演梗概集』8159号、1481-1482 ページ
 中村祐司(2007)「宇都宮大学国際学部研究論集」『ホームレスをめぐる法と政策の課題—ネットワーク・ガバナンスの変容に注目して—』

《参考文献》

- 飯島裕子(2011)『ルポ 若者ホームレス』ちくま新書
 生田武志(2007)『ルポ 最底辺—不安定就労と野宿—』ちくま新書
 岩田正美(2007)『現代の貧困—ワーキングプア／ホームレス／生活保護』ちくま新書
 うてつあきこ(2009)『つながりゆると 小さな居場所「サロン・ド・カフェ こもれび」の挑戦』自然食通社
 大山史朗(2002)『山谷崖つづち日記』角川書店
 笹沼弘志(2008)『ホームレスと自立/排除』大月書店
 杉村宏(2007)『格差・貧困と生活保護—「最後のセーフティネット」の再生に向けて』明石書店
 堤未果(2010)『ルポ 貧困大国アメリカⅡ』岩波新書
 稗田和博(2007)『ビッグイシュー 突破する人々』大月書店
 本田良一(2010)『ルポ 生活保護』中公新書 2010年
 宮本太郎(2010)『自由への問い 2 社会保障—セキュリティの構造転換へ』岩波書店・湯浅誠(2008)『反貧困「すべり台社会」からの脱出』岩波新書
 渡辺芳(2010)『自立の呪縛 ホームレス支援の社会学』新泉社
 大山典宏(2008)『生活保護VSワーキングプア』PHP新書

《データ出典》

- 特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク『広義のホームレスの可視化と支援策に関する調査』
http://homeless-survey.jp/pdf/20110331_KGhlReport.pdf 2011/11/18
 厚生労働省『ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法』
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless01/pdf/data.pdf> 2011/09/07
 厚生労働省『生活保護受給者の「社会的な居場所づくり支援事業」の新たな取組について』
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001kwp0.html> 2011/09/02
 産経ニュース『産経ニュース 「生活保護受給者、過去最多に迫る 204万人超 戦後混乱期超す勢い』
<http://sankei.jp.msn.com/life/news/111012/trd11101212300006-nl.htm>
 2011/11/18
 内閣府 NPO ホームページ <https://www.npohomepage.go.jp/about/npohomepage.html>

2011/09/02
ビッグイシュー日本『ビッグイシュー日本とは』 <http://www.bigissue.jp/index.html>
2011/11/8
フクマナネット http://www.fukumana.net/c_jobs/jobspage/caseworker.html
2011/9/5
ふるさとの会『事業概要』 <http://www.d5.dion.ne.jp/~hurusato/enkaku.html>
2011/11/10
もやい『もやいとは／活動概要』
http://www.moyai.net/modules/pico/index.php?cat_id=1&tmid=7 2011/11/10
もやい『路上脱出ガイド』 <http://hope2home.web.fc2.com/pdf/guide.pdf> 2011/11/12
読売新聞『生活保護200万人突破…戦後混乱期並みに』

提言「経済危機に立ち向かう包摂的社会政策のために」
<http://www.yomiuri.co.jp/national/news/20110614-0YT1T00497.html> 2011/09/02
総務省「労働力調査」 <http://www.stat.go.jp/data/roudou/pref/index.htm> 2011/11/18
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/Kohyo-21-t79-1.pdf#search=> 2011/9/08
N i r a 政策レビュー『ワーキングプア』 <http://www.nira.or.jp/pdf/review24.pdf>
2011/9/08
特定非営利活動法人「エス・エス・エス」 <http://www.npo-sss.or.jp/index.html>
2011/11/18
企業組合「あうん」 <http://awn-net.com/> 2011/11/18
TOKYO チャレンジネット <http://www.tokyo-challenge.net/index.html> 2011/11/18
HANDICAP INTERNATIONAL
http://en.handicap-international.ca/A-shoe-Pyramid-to-say-NO_a69.html
2011/11/12